

随意契約の事前公表(シルバー関連)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、
名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月26日

1. 件名	不法投棄ごみパトロール及び撤収作業等業務委託
2. 発注室	環境対策室
3. 業務概要・契約期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日 ① 市内を巡回し、不法投棄場所の情報収集や監視パトロール ② 巡回中に見かけたポイ捨てごみの撤去及び発注者が指定した場所への運搬 ③ 発注者が指示した現場の美化清掃及び指定の場所への運搬 ④ 巡回中に不法投棄行為中の者を発見した場合は、車両ナンバー等投棄者の特徴・場所・時間を記録し、至急、発注者に通報しその指示に従うこと。必要により、警察の聴取にも協力すること。 ⑤ 不法投棄防止看板等の設置及び防止対策の啓発 ⑥ 実績を発注者指定の日報に記入すること。 ⑦ その他、発注者が指示した業務を行うこと。
4. 場所	名張市鴻之台1番町外 地内
5. 契約予定日	令和2年4月1日
6. 契約相手方の決定方法	本公表に示した参加資格を有すると発注担当者が判断した者であって、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者。
7. 選定基準	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。